

議 第 464 号

平成26年12月11日提出

熊本市保育園条例の一部改正について

熊本市保育園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例

熊本市保育園条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表梶尾保育園の項及び五丁保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

梶尾保育園及び五丁保育園を民営化するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。